

平成28年第9回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年5月20日（金）

午後2時30分

場所 弘前市役所新館4階第1会議室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 仮席次の指定
- 4 委員長の選挙
- 5 委員長職務代行者の指定
- 6 席次の決定
- 7 会議録署名者の指名
- 8 会期決定
- 9 臨時代理の報告
報告第7号 臨時代理の報告について
(弘前市立小・中学校管理規則の一部改正について)
- 10 議案の審議
議案第20号 平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について
- 11 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番（仮席次 1番）九戸 眞樹 委員、2番（仮席次 2番）前田 幸子 委員、
3番（仮席次 4番）澤田 美彦 委員、4番（仮席次 3番）佐々木 健 委員、
5番（仮席次 5番）一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 櫛引 健、教育政策課長 鳴海 誠、
学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長 奈良岡 淳、学務健康課総括主幹兼管
理主事 成田 隆道

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政
策課総務係主事 齊藤 裕子

午後2時30分 開会

○委員長職務代行者（前田幸子委員） 昨日、5月19日をもちまして、委員長の任期が満了しました。本日は、弘前市教育委員会会議規則、以下これを「規則」と申しますが、第3条第2項の規定に基づき、私が委員長の職務を代行いたします。よろしくお願いたします。

これより、平成28年第9回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。

これより、委員長の選挙を行います。なお、委員長の任期は、本日、平成28年5月20日から平成29年5月19日までの1年間となります。

暫時休憩します。傍聴者は退室を願います。

(傍聴者退室)

(休憩 選挙の方法等について協議)

(傍聴者入室)

○委員長職務代行者（前田幸子委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。選挙は指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代行者（前田幸子委員） ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。お諮りいたします。指名の方法については、委員長職務代行者において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代行者（前田幸子委員） ご異議ないものと認め、委員長職務代行者において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。委員長に九戸眞樹委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました九戸眞樹委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代行者（前田幸子委員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました九戸眞樹委員が委員長に当選されました。

ただいま、委員長に当選されました九戸眞樹委員が会議場にいらっしゃいますので、本席から告知いたします。

以上で私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

委員長と交代いたします。

(委員長と交代)

○委員長（九戸眞樹委員） ただいま、選んでいただきました九戸です。三年目に入りました。今年も、現場に近いところで仕事をしたいと思っております。皆様方と「子ども達の笑顔あふれる弘前」を実現するために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定による委員長職務代行者の指定の件について確認いたします。

規則第3条第1項の規定により「委員長職務代行者は先任の委員とする」とされており、前田幸子委員が先任の委員となりますので、前田幸子委員を委員長職務代行者に指定します。

次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。

くじを引きましたら、署名欄にご署名願います。

（くじ引き）

○委員長（九戸眞樹委員） くじの結果、席次は次のように決定いたしました。

1番 九戸 眞樹、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、4番 佐々木 健 委員、5番 一戸 由佳 委員となりました。

この席次でご着席願います。暫時休憩いたします。

（休憩 席の移動）

○委員長（九戸眞樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議録署名者に2番 前田幸子委員と3番 澤田美彦委員を指名いたします。

会期を決定いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案が1件となっておりますが、議案第20号は、平成28年度補正予算案の策定過程における案件であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、議案第20号は非公開で審議することといたします。

・報告第7号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第7号臨時代理の報告について（弘前市立小・中学校管理規則の一部改正について）、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（後藤千登世） 報告第7号 臨時代理の報告についてご説明いたします。

地方公務員法の改正に伴う弘前市立小・中学校管理規則の一部改正について、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第

2項の規定に基づき教育長において臨時代理したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、規則の改正内容について、説明いたします。この度の改正は地方公務員法及び、地方独立行政法人法の一部を改正する法律による、地方公務員法の整備に伴い所要の改正を行うものです。

資料の、弘前市立・小中学校管理規則の新旧対照表をご覧ください。

教育に関する兼職等に関する第34条第2項中、「営利企業等に従事する」を「営利企業への従事等をする」に改めるものです。

附則といたしまして、この施行期日は平成28年4月1日からとしております。尚、本件につきましては、事務処理に時間を要し、報告の時期が遅れましたことをお詫びいたします。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 確認ですが、例えばどういうものを営利企業というのでしょうか。

○学務健康課長（後藤千登世） 営利企業というのは営利を目的とする私企業という位置付けがされています。追加で資料をお配りいたします。

ただいま配布しましたのは、地方公務員法及び、地方独立行政法人法の一部を改正する法律の抜粋部分で、地方公務員法の第38条の部分です。上段が改正後で下段が改正前です。改正前のもので営利を目的とする私企業の表現が、改正後のもので、商業・工業・金融業・又はその他営利を目的とする私企業という表現になりまして、それを営利企業というものとなっています。

○2番（前田幸子委員） 限定されたということですか。その他営利企業という表現がありますが。

○学務健康課長（後藤千登世） はい。今回どうして表現が変わったかといいますと、今回の改正は、地方公務員法第31条の表現が変わったことで、市の小・中学校の管理規則が、この条項を引用していたので、変わったものです。何が変わったかといいますと、営利を目的としている私企業を営利企業としたというのがひとつ、それから、今回の地方公務員法の改正では、人事評価制度の導入と退職管理の適正の確保の措置を講ずる内容が盛り込まれました。資料にありますとおり、第38条第2項（再就職者による依頼等の規制）において、「営利企業等」という表現があります、この表現が下にありますとおり、「営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）」と定義になっていまして、改正前で「営利企業」という言葉を使っていたのが、新しい法では38条第2項で「営利企業等」ということで、営利企業とその営利企業以外の法人、ということ定義してしまったので、38条第1項のその後続く営利企業だけではなく、その他の団体の役員やその他人事委員会規則で定める地位を兼ねること、また、もっぱら「営利を目的とする私企業」を営むこと、報酬を得る事業や事務に従事すること、というのが入る場所がなくなったので、改正法では営利

企業への従事とその他のところで「等」というのを持ってきたという改正内容になっており、それらの意味合いを含め、用語を整理したものであると考えております。

- 2番（前田幸子委員） それでは、これまでに該当する職員や実例はありますか。
- 学務健康課長（後藤千登世） 例えば、自営の方も該当します。営利を求める私企業の役員をやっている方や、農業を自分の名前でやっている方もいます。なんらかの報酬を得て事業に携わる、又は本来の業務以外に携わる場合、許可を得てくださいということです。許可を得る方法と内容は変わってないのですが、用語の整理で、表現が変わったものです。
- 教育部長（野呂忠久） 具体的にですが、資産があつて、アパートで10室以上とか、駐車場を何台分貸しているかで、自営に該当する場合があります。また、農業を営む場合、基本的には営利企業には該当しませんが、大規模に経営し、または販売所を設置して販売しているなど、客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合には営利企業という見方になります。他に職員の中の例では、ねふた絵師などは、作成期間中に収入を得ますので、任命権者の許可を得なければなりません。これは、原則企業等に勤めることを任命権者は許可しませんが、ねふた絵師などは地域の文化に貢献するという意味で必要だと認められた場合には、職務の遂行に支障が生じない範囲で、任命権者が許可をして従事することを認めるという事例です。
- 2番（前田幸子委員） 任命権者は市長ですか。
- 教育部長（野呂忠久） 市長部局であれば、市長になります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 具体的な事例を挙げていただきとても分かりやすいです。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。
- 5番（一戸由佳委員） 参考までに教えて頂きたいのですが、現在、市教育委員会の職員で教育長が許可している方はどのくらいいますか。
- 学務健康課長（後藤千登世） すみません、手元に数字がありません。
- 3番（澤田美彦委員） 例えば、単発で講演依頼された場合はどうなりますか。
- 教育部長（野呂忠久） 例えば原稿を書くとか、単発講師依頼は、任命権者の許可を得ていくことがまず1点です。そこで報酬を得るとなると勤務時間内であれば、給与の二重支給となる場合がありますので、例えば謝礼を辞退といった対応をしていただくことになります。そこは、依頼の内容によって取扱いが変わってきます。
- 3番（澤田美彦委員） 弘前大学だと、二重になるというのは考慮しないで、謝礼もそのまま受けています。ただし、兼業願は1回1回必ず出します。
- 教育部長（野呂忠久） 教育公務員に関しては、教育公務員の特例法がありまして、そういった活動自体は認められており、任命権者に届出をして兼業許可を得て、謝礼を貰うことができます。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質問等ございますか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第7号を承認することにご異議ございませんか
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第7号は承認されました。

・議案第20号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第20号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者は退席）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第20号 平成28年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いいたします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成28年第9回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時23分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 澤 田 美 彦